

平成26年3月24日

当座勘定取引先

(受渡先を有する先) 御中

保管店

日本銀行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」の一部改正について

今般、印刷局封払出額の融通にかかる取扱いについて、明確化を図る観点から、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」の一部を別紙のとおり改正し、平成26年4月1日より実施することとしましたので、通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」中
一部改正

- 3.（6）を横線のとおり改める。

3. 現金の払出

（6）印刷局封の払出

- イ. }
 Ⅱ } 略（不変）
 ハ. }

ニ. 取引先は、勘定店から通知を受けた印刷局封の払出額の上限にかかわらず、同店管
下の取引先から融通を受けることができます。なお、希望どおりの融通を受けられな
い場合や、融通を受けた額以上の印刷局封を希望される場合には、勘定店にご相談く
ださい。